

手続き	営業許可証書換え交付申請 【第10号様式(第11条関係)】
申請対象	営業許可証の記載事項に変更が生じたとき 【記載事項】： 営業者氏名、施設の名称、施設の所在地、仕出し、許可条件 (※営業承継届に伴う記載事項変更の場合も、書換え手続きが必要です)
申請様式	・ 営業許可証書換え交付申請書
添付書類	・ 営業許可証明書 (原本) ★紛失により添付できない場合は、併せて「営業許可証再交付申請」の手続きを行って下さい。
手数料	・ 有料。 奈良県収入証紙で納入して下さい。 ※証紙は、保健所内で食品衛生協会が販売しています。

※営業所所在地：ビル名の変更など設備・場所に移動のない場合に限りです。  
 ※営業の種類：仕出し、ふぐ、弁当調整業等の取扱を追加する場合があります。  
 ※許可条件：簡易営業(露店)の提供食品、調理加工の制限を解除する場合等です。

**許可証の交付** : 次の場合を除き、申請時に速やかに許可証を交付します。

- ①承継に伴う書換えの場合：  
「許可証交付日を明記した許可証引換証」をお渡ししますので、後日受領者の認印を持参の上、保健所にお越し下さい。
- ②同時に行われた変更届に不備がある場合
- ③5枚以上の許可証書換えを同時に行う場合

手続き	営業許可証再交付申請 【第11号様式(第12条関係)】
申請対象	営業許可証を紛失、き損又は汚損したとき
添付書類	・ き損又は汚損した場合は、営業許可証明書 (原本)
申請様式	・ 営業許可証再交付申請書
手数料	・ 有料。 奈良県収入証紙で納入して下さい。 ※証紙は、保健所内で食品衛生協会が販売しています。

**許可証の交付** : 次の場合を除き、申請時に速やかに許可証を交付します。

- ①承継届と同時に行われた場合
- ②同時に行われた変更届に不備がある場合
- ③10枚以上の許可証再交付を同時に行う場合